５文科高第６３９号
令和５年７月３１日

各国公立大学法人の長
大学を設置する各地方公共団体の長
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役　殿
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
放送大学学園理事長

文部科学省高等教育局長
池田　貴城

大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）

この度、別添１のとおり「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和５年文部科学省令第26号。以下「改正省令」という。）が、別添２のとおり「専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示」（令和５年文部科学省告示第67号。以下「改正告示」という。）が、それぞれ令和５年７月31日に公布され、同日付けで施行されます。

今回の改正は、国際連携教育課程制度の運用の実態を踏まえ、一定の場合に教員の兼務を認めるとともに、専用の施設及び設備の整備を伴わない国際連携学科及び国際連携専攻（以下「国際連携学科等」という。）の設置を認めることなどとし、国際連携教育課程制度の更なる活用促進を図るものです。

今回の改正の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

第１　改正の概要
１　改正省令

（１）大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

①　国際連携学科に係る基幹教員数

ア　国際連携学科を置く学部に係る基幹教員の数は、第10条に定める学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とすることとしたこと。（第55条第１項及び第56条の５第１項関係）

イ　特定国際連携学科（その収容定員が当該学科を置く学部の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該学部に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。②において同じ。）の基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学部に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができることとしたこと。（第55条第２項関係）

②　国際連携学科に係る施設及び設備

特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。（第56条第２項関係）

③　その他

その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

（２）専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の一部改正

①　国際連携学科に係る基幹教員数

ア　国際連携学科を置く学部に係る基幹教員の数は、第34条に定める学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とすることとしたこと。（第67条第１項及び第72条第１項関係）

イ　特定国際連携学科（その収容定員が当該学科を置く学部の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該学部に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。②において同じ。）の基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学部に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができることとしたこと。（第67条第２項関係）

②　国際連携学科に係る施設及び設備

特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。（第68条第２項関係）

③　その他

その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

（３）大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の一部改正

①　国際連携専攻に係る教員数

ア　国際連携専攻を置く研究科に係る教員の数は、第９条に規定する教員の数に、大学設置基準第10条に定める基幹教員の数に算入できない教員一人を加え

た数以上とすることとしたこと。（第40条第１項関係）

イ　特定国際連携専攻（その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。②において同じ。）の教員であって第９条第１項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合は、当該研究科に置かれる当該他の専攻の教員であって同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができることとしたこと。（第40条第２項関係）

②　国際連携専攻に係る施設及び設備

特定国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該特定国際連携専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。（第41条第２項関係）

（４）専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の一部改正

①　国際連携専攻に係る施設及び設備

特定国際連携専攻（その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。）に係る施設及び設備については、当該特定国際連携専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。（第40条第２項関係）

（５）短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の一部改正

①　国際連携学科に係る基幹教員数

ア　国際連携学科に係る基幹教員の数は、第22条に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とすることとしたこと。（第48条第１項及び第49条の５第１項関係）

イ　特定国際連携学科（その収容定員が当該学科を設ける短期大学の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該短期大学に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。②において同じ。）の基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができることとしたこと。（第48条第２項関係）

②　国際連携学科に係る施設及び設備

特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。（第49条第２項関係）

（６）専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の一部改正

①　国際連携学科に係る基幹教員数

ア　国際連携学科に係る基幹教員の数は、第31条に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とすることとしたこと。（第64条第１項及び第69条第１項関係）

イ　特定国際連携学科（その収容定員が当該学科を設ける専門職短期大学の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該専門職短期大学に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。②において同じ。）の基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専門職短期大学に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができる。（第64条第２項関係）

②　国際連携学科に係る施設及び設備

特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を設ける専門職短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととしたこと。（第65条第２項関係）

２　改正告示

（１）国際連携専攻に係る専任教員数

①　国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数は、第１項の規定により置くものとされる専任教員の数に、一を加えた数以上とすることとしたこと。（第１条第６項関係）

②　特定国際連携専攻（その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。）の専任教員は、教育研究に支障がないと認められるときは、当該研究科に置かれる当該他の専攻の専任教員がこれを兼ねることができることとしたこと。（第１条第７項関係）

（２）その他

その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第２　留意事項等

１　改正の趣旨

今回の改正は、以下の①、②及び③により、母体となる学部等の教育資源の活用を前提とした国際連携学科等を設けることも可能とし、もって、国際連携教育課程制度の更なる活用促進に資することを期待したものであること。

①　国際連携学科等を設ける学部等（学部及び研究科並びに短期大学及び専門職短期大学をいう。以下同じ。）に追加的に一人以上の教員を配置することは求めつつ、当該学科等ごとに一人以上の教員を配置することは求めないこととすること

②　特定国際連携学科等（特定国際連携学科（その収容定員が当該学科を置く学部、短期大学又は専門職短期大学の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該学部、短期大学又は専門職短期大学に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。）及び特定国際連携専攻（その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。）をいう。以下同じ。）の教員について、当該特定国際連携学科等を置く学部等の他の学科及び専攻（当該特定国際連携学科等と授与される学位の種類及び分野が同一であるものに限る。以下「他の学科等」という。）の教員がこれを兼ねることができることとすること

③　特定国際連携学科等に係る施設及び設備について、当該学科等を置く学部等の施設及び設備を利用することができることとすること

２　留意事項

（１）国際連携学科等を置く学部等に、追加して配置することとしている一名の教員は、当該学科等と連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学等との調整等を専門に行うことを想定していること。

（２）特定国際連携学科等の収容定員は、当該学科等を置く学部等の収容定員の内数として定められていることが必要であり、当該学部等における特定国際連携学科等の収容定員の内数の割合について、一律の制限を設けるものではないが、適切な教育研究活動等が行われるよう、例えば、特定国際連携学科等の教員と当該学科等を置く学部等の他の学科等の教員とを兼ねることとする場合の個々の教員の労務管理等の観点も含めて、様々な面から十分に検討した上で判断することが必要であること。

（３）特定国際連携学科等に複数の学位の分野が含まれることとなる場合、当該学科等を置く学部等の他の学科等であって、このうちいずれかの学位の分野を含むものの教員は、特定国際連携学科等の教員を兼ねることができること。この場合も含めて、特定国際連携学科等の教員を兼ねることとなる当該学科等を置く学部等の他の学科等の教員の選定に当たっては、その専攻分野等にも照らした上で、各大学において適切に判断いただきたいこと。

（４）特定国際連携学科等の教員を、当該学科等を置く学部等に置かれる他の学科等の教員が兼ねることができることとしたこと並びに特定国際連携学科等に係る施設及び設備について、当該学科等を置く学部等の施設及び設備を利用することができることとしたことに関して、「教育研究に支障がないと認められる場合」とは、一律にこれを定め難く、個別具体に判断すべきであることから、特定国際連携学科等の設置に際し、各大学においてその旨を適切に説明されたいこと。

（５）今回の改正に伴い、改正省令及び改正告示の施行以降の認可申請・届出の手続等については、以下URLに別途掲載予定の「国際連携学科等の設置の認可申請等に係る提出書類の作成の手引」（令和５年７月改正後）を確認し、対応すること。

【申請・届出書類作成の手引、記入様式など】
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm

（６）改正省令及び改正告示の施行に合わせて、文部科学省において、国際連携教育課程等に関する留意事項や注意点等を網羅的にまとめたガイドラインについても改訂し、以下URLに別途掲載予定である。また、国際連携教育課程の実施に当たっては、本通知に加え、当該ガイドライン並びに「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（平成26年11月14日付け26文科高第621号文部科学省高等教育局長通知）及び「大学設置基準等の一部を改正する省令及び大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示の施行等について（通知）」（令和４年３月17日付け３文科高第1569号文部科学省高等教育局長通知）も併せて参照すること。

【ガイドライン等掲載リンク】
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/index.htm

【本件担当】
（国際連携教育課程制度に関すること）
文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付企画係
電話　03－5253－4111（内線2060）
メールアドレス　kotokoku@mext.go.jp

（大学設置基準等に関すること）
文部科学省高等教育局大学教育・入試課法規係
電話　03－5253－4111（内線3338）
メールアドレス　daigakuc@mext.go.jp

別添１

○文部科学省令第二十六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月三十一日

文部科学大臣　永岡　桂子

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（学部以外の基本組織） 第六条　［略］ ２　［略］ ３　この省令において、この章、第十条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の三、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。 （国際連携学科に係る基幹教員数） 第五十五条　国際連携学科を置く学部に係る基幹教員の数は、第十条に定める学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とする。 ２　別表第一の規定にかかわらず、特定国際連携学科（その収容定員が当該学科を置く学部の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該学部に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。次条第二項において同じ。）の基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学部に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができる。	（学部以外の基本組織） 第六条　［同上］ ２　［同上］ ３　この省令において、この章、第十条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の三、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。 （国際連携学科に係る基幹教員数） 第五十五条　国際連携学科を置く学部に係る基幹教員の数は、第十条に定める学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。 ［項を加える。］

（国際連携学科に係る施設及び設備） 第五十六条　［略］ 2　第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十の規定にかかわらず、特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。 （共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教員数） 第五十六条の五　第五十五条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る基幹教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして第十条の規定を適用して得られる学部の種類及び規模に応じて定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数を合計した数に、一を加えた数以上とする。 2～4　［略］	（国際連携学科に係る施設及び設備） 第五十六条　［同上］ ［項を加える。］ （共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教員数） 第五十六条の五　第五十五条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る基幹教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして第十条の規定を適用して得られる学部の種類及び規模に応じて定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。 2～4　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職大学設置基準の一部改正）

第二条　専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（学部以外の基本組織） 第七条　［略］ ２　［略］ ３　この省令において、この章、第三十四条、第四十七条、第四十九条、第五十八条、第六十条、第六十一条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第六十七条、第六十八条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一及び別表第二を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。 （国際連携学科に係る基幹教員数） 第六十七条　国際連携学科を置く学部に係る基幹教員の数は、第三十四条に定める学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とする。 ２　別表第一の規定にかかわらず、特定国際連携学科（その収容定員が当該学科を置く学部の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該学部に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。次条第二項において同じ。）の基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学部に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができる。	（学部以外の基本組織） 第七条　［同上］ ２　［同上］ ３　この省令において、この章、第三十四条、第四十七条、第四十九条、第五十八条、第六十条、第六十一条（第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第六十七条、別表第一及び別表第二を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。 （国際連携学科に係る基幹教員数） 第六十七条　国際連携学科を置く学部に係る基幹教員の数は、第三十四条に定める学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。 ［項を加える。］

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第六十八条　［略］

2　第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から第五十一条までの規定にかかわらず、特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教員数）

第七十二条　第六十七条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る基幹教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして第三十四条の規定を適用して得られる学部の種類及び規模に応じて定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数を合計した数に、一を加えた数以上とする。

2～4　［略］

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第六十八条　［同上］

［項を加える。］

（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教員数）

第七十二条　第六十七条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る基幹教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして第三十四条の規定を適用して得られる学部の種類及び規模に応じて定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数を合計した数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。

2～4　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（大学院設置基準の一部改正）

第三条　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際連携専攻に係る教員数） 第四十条　国際連携専攻を置く研究科に係る教員の数は、第九条に規定する教員の数に、大学設置基準第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員一人を加えた数以上とする。 2　第九条第一項の規定にかかわらず、特定国際連携専攻（その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。次条第二項において同じ。）の教員であつて第九条第一項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合は、当該研究科に置かれる当該他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。 （国際連携専攻に係る施設及び設備） 第四十一条　［略］ 2　第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、特定国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該特定国際連携専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。	（国際連携専攻に係る教員数） 第四十条　国際連携専攻を置く研究科に係る必要な教員の数のうち一人（一の研究科に複数の国際連携専攻を置く場合には、一の国際連携専攻ごとに一人）を大学設置基準第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。 ［項を加える。］ （国際連携専攻に係る施設及び設備） 第四十一条　［同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第四条　専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際連携専攻に係る施設及び設備） 第四十条　［略］ 2　第四十五条第一項の規定により適用する大学院設置基準第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、特定国際連携専攻（その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。以下この項において同じ。）に係る施設及び設備については、当該特定国際連携専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。	（国際連携専攻に係る施設及び設備） 第四十条　［同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（短期大学設置基準の一部改正）

第五条　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際連携学科に係る基幹教員数） 第四十八条　国際連携学科に係る基幹教員の数は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とする。 ２　別表第一の規定にかかわらず、特定国際連携学科（その収容定員が当該学科を設ける短期大学の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該短期大学に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。次条第二項において同じ。）の基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができる。 （国際連携学科に係る施設及び設備） 第四十九条　［略］ ２　第二十七条から第二十九条まで、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の九の規定にかかわらず、特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。 （共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教員数）	（国際連携学科に係る基幹教員数） 第四十八条　国際連携学科に係る基幹教員の数は、第二十二条に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。 ［項を加える。］ （国際連携学科に係る施設及び設備） 第四十九条　［同上］ ［項を加える。］ （共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教員数）

第四十九条の五　第四十八条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について第二十二条の規定を適用して得られる学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数に、一を加えた数以上とする。 ２～４　［略］	第四十九条の五　第四十八条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について第二十二条の規定を適用して得られる学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。 ２～４　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職短期大学設置基準の一部改正）

第六条　専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国際連携学科に係る基幹教員数） 第六十四条　国際連携学科に係る基幹教員の数は、第三十一条に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一を加えた数以上とする。 2　別表第一の規定にかかわらず、特定国際連携学科（その収容定員が当該学科を設ける専門職短期大学の収容定員の内数として定められ、かつ、当該学科において授与される学位の種類及び分野と当該専門職短期大学に置かれる他の学科において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携学科をいう。次条第二項において同じ。）の基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専門職短期大学に置かれる当該他の学科の基幹教員がこれを兼ねることができる。 （国際連携学科に係る施設及び設備） 第六十五条　［略］ 2　第四十条から第四十三条まで及び第四十六条から第四十八条までの規定にかかわらず、特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を設ける専門職短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。 （共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教	（国際連携学科に係る基幹教員数） 第六十四条　国際連携学科に係る基幹教員の数は、第三十一条に定める学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。 ［項を加える。］ （国際連携学科に係る施設及び設備） 第六十五条　［同上］ ［項を加える。］ （共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教

員数） 第六十九条　第六十四条第一項の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について第三十一条の規定を適用して得られる学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数に、一を加えた数以上とする。 ２～４　［略］	員数） 第六十九条　第六十四条の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあっては、国際連携学科が属する分野に係る学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数は、当該分野における当該国際連携学科以外の学科について第三十一条の規定を適用して得られる学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数に、一の国際連携学科ごとに一人の基幹教員を加えた数を合計した数以上とする。 ２～４　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別添２

○文部科学省告示第六十七号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年七月三十一日

文部科学大臣　永岡　桂子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（専攻ごとに置くものとする専任教員の数） 第一条　［略］ ２～５　［略］ ６　国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数は、第一項の規定により置くものとされる専任教員の数（国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合にあっては、次項の規定により得られる専任教員の数）に、一を加えた数以上とする。 ７　第一項の規定にかかわらず、特定国際連携専攻（その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。）の専任教員は、教育研究に支障がないと認められるときは、当該研究科に置かれる当該他の専攻の専任教員がこれを兼ねることができる。 ８・９　［略］	（専攻ごとに置くものとする専任教員の数） 第一条　［同上］ ２～５　［同上］ ６　国際連携専攻に係る専任教員の数は、第一項の規定により置くものとされる専任教員の数（国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合にあっては、次項の規定により得られる専任教員の数）に、一の国際連携専攻ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。 ［項を加える。］ ７・８　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。